

## 大津市議会政策検討会議設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会政策検討会議（大津市議会基本条例（平成27年条例第47号。以下「条例」という。）第25条第3項に規定するものをいう。以下「政策検討会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 議会運営委員会において、交渉会派（条例第11条第1項に規定する会派で、3人以上の議員で構成するものをいう。以下同じ。）から条例づくり等の政策提案が行われたときは、複数の交渉会派の賛同が得られたもの（以下「政策検討項目」という。）について、政策検討会議を設置する。

2 政策検討会議が設置されたときは、全議員で構成する大津市議会政策検討会議全体会（以下「全体会」という。）を同時に設置する。

### (所掌事務)

第3条 政策検討会議の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 条例、計画等の原案の作成に関すること。
- (2) 政策検討項目に係る調査及び検証に関すること。
- (3) その他政策提案に関すること。

2 全体会は、政策検討会議からの報告に基づき当該報告事項について確認するものとする。

### (組織)

第4条 政策検討会議は、全ての会派から選出される次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名
- (3) 選出議員 全ての会派からそれぞれ選出される1名の議員

2 座長は、政策提案を行った会派（以下「政策提案会派」という。）の委員又は当該政策提案会派から座長の推薦を受け、当該推薦を了承した委員をもって充てる。

3 副座長は、座長が政策提案会派以外の委員の中から指名する。ただし、座長が政策提案会派の委員でないときは、副座長は、当該政策提案会派の委員をもって充てる。

4 座長を選出する会派（2人以上の議員で構成する会派に限る。）は、座長のほか、1名の委員を選出することができる。

5 全体会に会長を置き、議長をもって充てる。

### (職務)

第5条 座長は、所掌事務を統轄する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 選出議員は、座長の命を受けて所掌事務を処理する。

(会議等)

第6条 政策検討会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長は多様な意見に配慮して議事を進行する。

- 2 全体会の会議（以下「全体会議」という。）は、会長が招集し、会長が議事を進行する。
- 3 会議及び全体会議は、委員又は議員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議及び全体会議は、原則として非公開とする。ただし、会議は座長が、全体会議は会長が、会議又は全体会議に諮って、公開することができる。

(政策検討会議の選択)

第7条 複数の政策検討会議が設置された場合、政策検討会議の数が会派の所属議員数を超える会派の議員においては、委員となる政策検討会議を選択することができる。ただし、当該会派の委員が既に一の政策検討会議の委員である場合において、当該政策検討会議の委員を辞任し、他の政策検討会議の委員になろうとするときは、当該政策検討会議の座長の承認を得るものとする。

(委員の辞任、変更等)

第8条 委員（座長を除く。）は、諸般の事情により委員を辞任することができる。

- 2 委員は、協議期間中において同一会派において委員を交替することができる。ただし、副座長においては、座長の承認を得るものとする。
- 3 座長及び座長を選出する会派の委員が辞任しようとする場合においては、当該辞任の扱い及び当該政策検討会議の運営等について、議会運営委員会において協議するものとする。

(委員及び議員の解職)

第9条 委員は、政策検討項目について第11条第3項に規定する条例の提案等が行われた場合又は座長が当該政策検討項目について協議の終了を決定したときは、第5条に規定する職務を解かれたものとする。

- 2 前項の規定により委員の職務が解かれた場合には、当該政策検討項目に係る全体会を構成する議員は、その職を解かれたものとする。

(市民意見の聴取等)

第10条 政策検討会議は、市民の意見を聴取するためパブリックコメントを実施することができる。

- 2 前項のパブリックコメントは、大津市議会のホームページにおいて行うものとする。

3 政策検討会議は、第1項に規定するパブリックコメントの実施に加えて、必要に応じて執行機関又は関係機関等に意見照会を行うことができる。

4 前項の意見照会及び意見照会に係る回答等は、座長名で行うものとする。

(運営等)

第11条 政策検討会議は、必要に応じて市民等の参考人招致、公聴会の開催、執行部からの助言及び条例第24条第1項に規定する専門的知見の活用を図るものとする。

2 政策検討会議は、協議経過等について、必要に応じて全体会に報告する。

3 政策検討会議は、会議でまとめた政策検討項目について、議会運営委員会の承認を経て、条例の提案等を行うものとする。

(庶務)

第12条 政策検討会議の庶務は、議会局において処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。